

広島県告示第三百六十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について、同意があつたものと認めた。

平成二十七年五月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区 域	区 分
浦崎小型合併底びき型加入区（小型合併漁業浦崎区域）	総トン数一〇トン未満の漁船により主として小型機船底びき網を使用して営む漁業